

国際関連情報 国際会議等

企業会計基準委員会と国際会計基準審議会との第14回共同会議の概要

よしおか とおる
 研究員 吉岡 亨

I はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）と国際会計基準審議会（IASB）は、2011年10月31日と11月1日の2日間にわたり、ロンドンのIASBオフィスで第14回目の共同会議を行った。

今回は、2011年7月から新たにIASBの議長となった Hans Hoogervorst 議長との間での初の会合となった。ASBJからは西川委員長、

加藤副委員長、新井副委員長及びスタッフが参加し、都委員、野村委員、関根委員ほかスタッフも東京のASBJのオフィスからテレビ会議システムを通じて参加した。IASBからは Hoogervorst 議長のほか、Mackintosh 副議長、Cooper 理事、鶯地理事が参加し、ディレクターをはじめ、IASBのスタッフも多数参加した。以下、この第14回共同会議の概要を紹介する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見である。

II 全体のスケジュール

日時	議題	主な内容
10月30日 午前	ASBJ アップデート	• ASBJ における最近の活動状況
	IASB アップデート	• 各プロジェクトの状況
	アジェンダ協議	• IASB 意見募集に対する暫定的な見解
午後	金融商品（減損）	• 3種類のバケット • バケット間の移転
	収益認識	• 一定の期間にわたり充足される履行義務の要件
	IFRS の解釈上の問題	• IFRS の解釈上及び実務上の問題への対応
11月1日 午後	リース	• 貸手の会計処理
	投資企業	• IASB 公開草案に対する暫定的な見解

Ⅲ 各セッションの概要

1. ASBJの活動状況のアップデート

西川委員長より、次の項目を中心にASBJにおける最近の活動状況について説明がなされ、意見交換が行われた。

- 国際財務報告基準（IFRS）を取り巻く最近の状況（企業会計審議会の検討状況など）
- IFRSの適用に関する日本の関係者の懸念
- 東京合意の達成状況
- ASBJとIASBの今後の関係の強化

上記のほか、米国証券取引委員会（SEC）が予定しているIFRSに関する意思決定の動向や、その影響についての意見交換も行われた。Hoogervorst議長からは、日本と米国とのコンバージェンスの状況に関する類似性や、日本の検討状況に関する影響の重要性などが挙げられ、また、IFRSに対する日本の関係者の懸念や、企業会計審議会での議論の状況などに関する説明への理解も示された。

2. IASBの活動状況のアップデート

IASB側から、金融商品、収益、リース、保険契約など各プロジェクトの状況とIASBの作業計画¹の概要について説明がなされた。

ASBJ側からは、これに関連して、日本において、IFRS第9号の再検討（リオープン）の要否への関心が高いことなどが紹介され、意見交換が行われた。再検討の要否については、債券等の償却原価測定と金融危機との関係、保険会計のボラティリティの問題、米国財務会計基

準審査会（FASB）とのコンバージェンスといった点の考慮が必要であろうとの意見がIASB側からあった²。

3. アジェンダ協議

IASBは、2011年7月に、IASBの将来の作業計画の戦略的方向性について幅広く意見を求めることを目的として、「アジェンダ協議2011—意見募集」を公表している。この意見募集について、ASBJ側から、現時点におけるASBJの暫定的な見解について説明がなされ、意見交換が行われた。

まず、全体的な見解として、以下の項目が示され、それらについて、IASBが今後より焦点を当てて取り組むべきと考えていることが紹介された。

- 「既存のIFRSの維持管理」の重視（これには、安定的なプラットフォーム構築の必要性、適用後レビューの範囲の拡大と充実、ガイダンスの充実といった項目が含まれる）
- 概念フレームワークの改善
- 開示フレームワークの確立、全体的な開示内容及び量の見直し

IASB側からは、安定的なプラットフォームの構築の必要性などへの理解が示されると同時に、適用後レビューの拡大・充実との間の両立の難しさについての意見などもあった。

個別のアジェンダ項目については、ASBJ側から、今後、単一のプロジェクト又は適用後レビューの一環として取り上げるべきものとして、主に、以下の項目を考えていることが紹介され、意見交換が行われた³。

1 IASBの作業計画については、IASBのウェブサイトを参照。

(<http://www.ifrs.org/Current+Projects/IASB+Projects/IASB+Work+Plan.htm>)

2 この後、2011年11月15日のIASB会議において、IFRS第9号の限定的な改善の実施を検討することが暫定決定されている。

3 これらの詳細は、この会議の後、2011年11月30日付けでASBJからIASBに提出したコメントレーターを参照。（https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/international_issue/comments/20111130.pdf）

- その他の包括利益（OCI）とリサイクリング
- 公正価値測定の適用範囲
- 開発費の資産計上
- のれんの非償却

(1) OCI とリサイクリング

ASBJ 側から、この項目については、最優先項目のアジェンダとして取り上げるべきであるとの意見が示され、その際の進め方として、以下の2つの案が紹介された。

- 根本的な対応として、概念フレームワークの関連するフェーズにおける論点の1つとして利益概念を整理する。
- 当面の対応として、当期純利益が表示されることを前提とした場合に、OCIに含まれるすべての項目について、その後、当期純利益にリサイクルすべきか否かを検討するプロジェクトを設ける。

IASB 側からは、株式の選択的な売却による利益管理の懸念などもあり、取組みが難しい課題ではあるが、重要な課題と認識しているとの意見があり、OCI、当期純利益、リサイクリングの定義付けの重要性などが挙げられた。

ASBJ 側からは、そうした懸念は承知しているものの、当期純利益の概念を使用する限りリサイクリングは不可欠と考えているとの意見が示され、また、IAS 第19号「従業員給付」の修正（2011年6月公表）で、年金費用の一部（再測定部分）をリサイクルしない取扱いが設けられたことへの懸念なども挙げ、意見交換が行われた。

(2) 公正価値測定の利用範囲

ASBJ 側から、現行のIFRSにおける以下の項目に関する不整合な取扱いを指摘するとともに、公正価値測定に関連して日本の市場関係者から挙げられている懸念が紹介された。

- 固定資産の再評価モデル

- 投資不動産の公正価値測定
- 農業の公正価値測定
- 非上場株式の公正価値測定

この点について、IASB 側からは、概念フレームワーク上、どの範囲で公正価値測定を用いるべきかの考え方が明らかでなく、測定フレームワークに関連する論点でもあり、このような意見は有意義であるといった意見などがあつた。

(3) 開発費の資産計上

ASBJ 側から、現行のIFRSにおける開発費の取扱いについて、提供される情報の比較可能性や恣意性への懸念から、開発段階での支出の資産計上の取扱いについて、日本の関係者の間で再検討を求める意見があることが紹介された。

IASB 側からは、欧州における実務の取扱いの不整合への懸念は認識しているものの、すべてを費用処理することが適切とも考えておらず、現在の基準に対する支持も聞かれるといった意見などがあつた。

これに対し、ASBJ 側からは、日本でも資産計上を支持する意見はあるものの、資産計上の要否の検討にコストがかかる一方で、結果が同業種の間であつてもばらつく懸念などがあるとの説明が行われた。

(4) のれんの非償却

ASBJ 及び日本の市場関係者の間では、償却処理と非償却処理を比較考量し、定額償却に減損を組み合わせるアプローチを支持する意見が多いことが示された。

4. 金融商品（減損）

IASB は、米国財務会計基準審議会（FASB）と共同で、金融資産の減損モデルの検討を継続しており、2011年7月以降、企業の信用リス

ク管理システムに基づいて、減損の対象となる金融資産（ローン）を3つのバケットに分けるアプローチの検討を行っている。今回の会議では、この減損モデルの検討に関連して、主として、次の3つの論点についてASBJ側から見解が提示され、意見交換が行われた。

- 3種類のバケット
- バケット間の移転
- バケット2又はバケット3に当初認識される購入ローンと組成ローン

(1) 3種類のバケット

ASBJ側からは、金融資産の信用の質の悪化のパターンを反映するという3バケット・アプローチの原則を支持するものの、IASBとFASBのこれまでの暫定決定に対する懸念として、次の点が示された。

- バケット2が残存期間の予想損失全額を認識する場合、バケット2とバケット3との間の移転時の減損測定に信用の質の変化が反映されない可能性がある。
- バケット1とバケット2で認識される減損損失額が大きく異なってしまう可能性がある。

発生損失モデルの「too little, too late」の批判に対応するためには、バケット1とバケット2との間の移転の閾値を下げ、バケット2で捕捉する資産を増やす必要があるが、その場合には、バケット2の信用の質はバケット1に近くなり、残存期間の予想損失全額を認識することが適切となるかどうか懸念が生じるとの説明がなされた。また、対処するための代替案として、ASBJ側から、バケット2について他のバケットとは異なる減損測定とすることなどが提示された。

さらに、ASBJ側からは、信用リスク管理が各国で異なることから生じる比較可能性の問題や消費者ローン等への3バケット・アプローチの適用に係る懸念も挙げられ、意見交換が行わ

れた。

IASB側からは、ASBJの見解は、直近10月にIASBとFASBとの間の会議で得られた基本原則への回帰という結論に近いとされ、主に、次のような意見があった。

- 世界中で異なる信用リスク管理システムが存在し、比較可能性が乏しいことは確かであり、その上で何をすべきか考えることが重要で、原則ベースのトリガーの開発を行うことを10月の会議で決定した。
- バケット2には、さまざまな残存期間のローンが含まれる可能性があり、減損測定額を全残存期間としない場合、具体的にどの程度とするかが重要である。

(2) バケット間の移転

IASBは、3バケット・アプローチの検討において、金融資産（ローン）の現在の信用の質によってバケットの分類及び移転を行う「絶対的モデル」と、当初認識時にはすべての資産をバケット1に分類し、信用の質の変化によってバケット間の移転を行う「相対的モデル」のいずれかを基本モデルとすることが検討されている。

ASBJ側から、概念的には相対的モデルを支持するものの、オープンポートフォリオにおける信用の質のトラッキングに関する実務上の困難性への懸念があることも踏まえ、日本の金融機関の内部信用格付システムで一般的に使用されている「格付推移マトリックス」を例示しつつ、相対的モデルの概念的なメリットに絶対的モデルの要素を加え、実務可能性を考慮した次のような取扱いが提案された。

- 相対的モデルに基づき、すべてのローンを組成時にバケット1に認識する。
- 事後に、(a)相対的に低い信用格付で組成されたローンは、組成時の内部格付から僅かでも下落すればバケット1からの移転と識別し、

(b)相対的に高い信用力で組成されたローンは、組成時の内部格付からある絶対的な水準まで下落した場合にバケット1からの移転と識別する。

このASBJ側の提案について、IASB側から、現在、新たに考えているものと非常に近いとの意見があり、また、次のような意見があった。

- バケット間の移転の閾値の水準の設定には、トラッキング等の運用上の懸念と、損失が適時に認識されない懸念との間のトレードオフが存在する。意味のある信用の質の悪化をとらえるための基本原則を検討する観点からは、ASBJの提案は妥当である。
- 実務で運用可能なモデルを検討するあまり、議論が細部に入り込みすぎてしまったが、当初認識時にすべてのローンをバケット1に認識し、信用の質の変化に着目するという原則に戻るべきと考えている。
- 会計基準では概念的に正しいかどうかを考えるべきであり、よりシンプルで明白な原則を開発することが重要である。会計基準で大まかな原則を確立することにより、さまざまな貸出のトラッキングの仕組みにも対応可能となる。

(3) バケット2又はバケット3に当初認識される購入ローンと組成ローン

絶対的モデルに関するこれまでのIASBの暫定決定では、バケット2又はバケット3に当初に認識されるローンについて、組成ローンでは契約キャッシュ・フローの不足として予想損失が定義され初日の損失が計上される一方、購入ローンでは購入時の回収可能なキャッシュ・フローの予想に基づいて利息収入が認識され、初日の損失が発生しないこととなるため、仮に、信用の質が同じ水準のローンであったとしても、差異が生じることになる。

ASBJ側からは、組成か購入かの選択によっ

て、結果が異なる可能性があることに懸念があるとの意見を述べ、バケット2又はバケット3に分類される組成ローンに係る予想損失は、契約キャッシュ・フローの不足ではなく、当初の予想キャッシュ・フローの不足と定義すべきであるとの代替案が提示され、意見交換が行われた。

IASB側からは、バケット3に認識される購入ローンについて、予想キャッシュ・フローに基づく実効金利の測定を決定した背景としてIAS第39号の現行実務が挙げられ、また、次のような意見があった。

- 基本的に組成ローンと購入ローンは（購入ローンがバケット3に認識される場合以外は）同じ取扱いをすべきであると考えている。ローンの経済性を勘案すれば、取扱いを区別すべきではない。
- バケット間の移転の閾値をどこに設定するか（どのような場合に利息収入の認識を契約キャッシュ・フローのベースから予想キャッシュ・フローのベースに変更するか）を決める必要がある。

(4) その他

上記の論点のほか、ASBJ側から、検討している減損モデルの一般受取債権や非金融機関が扱うローンなどへの首尾一貫した適用に対する懸念が挙げられ、見解が提示された。また、バケット1の測定（12か月分の予想損失か、24か月分の予想損失かなど）に対する見解なども提示され、さらに、市場価格のある負債性証券が償却原価で測定される場合における減損モデルの適用についての意見交換なども行われた。

5. 収益認識

IASBは、FASBと共同で、収益認識に関する新たな会計基準の開発を行っており、2010年6月に公開草案「顧客との契約から生じる収

益」(以下「2010年公開草案」という。)を公表し、2011年1月以降、その提案の再審議が行われ、6月には提案の再公開を行うことを決定している⁴。

新たな基準では、財・サービスの移転により履行義務が充足されたときに収益を認識し、財・サービスの移転は、顧客への支配の移転に基づき判断することが提案されている。再審議の過程では、2010年公開草案に対する懸念への対処として、履行義務について、①一時点で充足される場合と②一定期間にわたって充足される場合という2つの考え方を設けることなどが、これまでに暫定決定されている。

今回の会議では、この履行義務の取扱いを中心に、ASBJ側から、次の論点について、現時点における見解が提示され、特に最初の2つの論点を中心に、意見交換が行われた。

- 一定の期間にわたり充足される履行義務の要件
- 修正コストベースインプット法
- 履行義務の結果の合理的な測定
- 回収可能性の表示

(1) 一定の期間にわたり充足される履行義務の要件

2つの履行義務の考え方のうち、一定の期間にわたり充足される履行義務に関して、IASBは、再審議の過程で、次のいずれかの要件を満たす場合、履行義務が一定期間にわたって充足されることを暫定的に決定している。

- (a) 企業の履行により、資産(例えば、仕掛品)が創出されるか又は増価し、かつ、資産の創出又は増価につれて顧客がその資産を支配する。
- (b) 企業の履行により企業にとって他に転用

できる資産が創出されず、かつ、少なくとも次のいずれかの要件に該当する。

- (i) 企業の履行につれて、顧客が企業の履行による便益を同時に受け取り、消費する。
- (ii) 他の企業が顧客に対して残りの義務を履行するとした場合に、当該他の企業は、企業が現在までに完了した作業を実質的にやり直す必要がない。
- (iii) 企業が現在までに完了した履行についての支払を受ける権利を有しており、契約を約束のとおり履行すると見込んでいる。

ASBJ側から、上記の要件は、公開草案に対する懸念に配慮して設定されたものと理解しているものの、このうち(b)の要件については、一定期間にわたって収益を認識することが必ずしも適当でない場合にまで、そのように収益が認識されることになるおそれがあると考えており、意図せざる結果の回避等の観点からは、「要件(criteria)」ではなく「指標(indicators)」とする方がより適切ではないかといった見解が示された。

IASB側からは、2010年公開草案に対する意見として、どの時点で支配が移転するかについてのより具体的なガイダンスが必要であるとの意見が多く、それを受け、履行義務の充足の性質に焦点を当てた提案を設ける必要があったこと、支配の概念が基礎とする顧客の視点、すなわち顧客が便益を受けるといった概念は主観的な概念であり、客観的な判断のための「要件」が必要であったことが説明され、また、「指標」とする場合にはさまざまな解釈を招く可能性もあるといった意見があった。

4 その後、IASBは、2011年11月14日に収益認識に関する再公開草案「顧客との契約から生じる収益」を公表している。

ASBJ 側からは、原則とガイダンスとの間のバランスの難しさは理解しているものの、上記 (b) の要件は、非常に明快であるがゆえに、実務への対処の観点から設けられた側面が強く、要件とすることが、支配の概念と整合するのか懸念していること、顧客の視点から、(b) の要件を満たす場合に、顧客が何を便益として得ているのか必ずしも理解が容易とはいえないことなどの意見が述べられた。

このほか、(b)(ii) の再履行に関する要件や、(b)(iii) の「支払を受ける権利」に関する要件について、カスタマイズされた商品の製造販売や、輸送契約などの具体的な例を用いて、どのような場合に一定期間にわたり充足される履行義務とみるべきかなどが議論された。

(2) 修正コストベースインプット法

ある履行義務に財とサービスがともに含まれており、そのうち、財についての支配をサービスよりも相当以前に顧客が獲得するような場合で、インプット法を適用して収益を測定する場合について、IASB の提案では、一定の条件があれば、財の移転時に売上（収益）と売上原価（コスト）を同額で認識する（すなわち、その時点で利益を認識しない）方法（修正コストベースインプット法）を用いることが暫定決定されている。

ASBJ 側から、この暫定決定に関しては、サービスを提供する事後の期間にすべての利益が認識されることとなり、期間損益を歪め、利用者にとって読みづらい情報となる可能性があり懸念するとの意見が述べられ、意見交換が行われた。

6. IFRS の解釈上の問題

ASBJ では、IFRS の任意適用に当たっての IFRS の解釈上及び実務上の検討課題で、日本において広範な影響を及ぼす可能性のある重要

な問題について、市場関係者の意見を集約し、必要に応じ、IASB と協議を行うこととしている。

今回の会議では、2011 年 6 月に、IASB のディレクターとの間で意見交換を行った IFRS の解釈上及び実務上の検討課題で、引き続き、直近においても関係者の関心の高い論点を中心に取り上げ、6 月以降の検討状況や質問事項が提示され、意見交換が行われた。

IASB 側から提示された見解についてのさらなる検討のため、引き続き、意見交換を行っていくことが確認され、また、それ以外にも、IFRS の解釈上及び実務上の問題に関する今後の継続的な協力関係についての確認もなされた。

7. リース

IASB は、FASB と共同で、2011 年 1 月以降、リースに関する公開草案に対する再審議を行っており、2011 年 7 月には、貸手の会計処理に関する新たなモデルとして、債権・残存資産アプローチというアプローチが採用され、借手の使用権モデルと同様に、単一のモデルを用いて会計処理することが暫定決定されている。

今回の会議では、このリースの再審議の状況について、次の論点に関する ASBJ の見解や日本の関係者の懸念が紹介され、意見交換が行われた。

- 貸手の会計処理
- 変動リース料
- その他論点（更新オプション、短期リース）
- 借手の会計処理に関する関係者の懸念

(1) 貸手の会計処理

IASB が 2011 年 7 月に暫定決定した債権・残存資産アプローチ（その後 10 月に一部修正）では、投資不動産のリースと短期リースの例外を除き、貸手は、リース開始時に原資産の認識

を中止し、リース債権と残存資産を認識し、リース債権の現在価値と帳簿価額との差額を初日の利益として認識することになる。

ASBJ側から、このアプローチには以下のような多くの懸念があることを伝え、慎重な検討を望むとの意見が述べられた。

- 利益認識に際しては、認識した利益が後で取り消されない程度の現実性が必要であると考えており、原資産のリスクと経済価値が移転していないような取引まで常に初日利益の計上を認めることになるアプローチは適当ではない。
- 有形固定資産のような非金融資産について金融資産と同様に部分的な認識中止を行うことは、十分なコンセンサスが得られているとは考えられず、リースのプロジェクト内で整合した処理となったとしても、会計基準全体の観点からは不整合なものとなる可能性がある。

IASB側からは、貸手の単一モデルは、市場関係者から寄せられた複合モデルの提案に対する懸念（借手の単一モデルと不整合とする懸念）を考慮し、整合性の確保を第一に考えた結果であることなどの説明があった。また、債権・残存資産アプローチは、リース契約の締結による貸手の権利（リース債権）とリースの終了時に資産を受け取る権利（残存資産）に焦点を当て、貸手がさらされているリスク（信用リスク及び資産リスク）が、現行の基準より明瞭に理解できるようになると考えているとの意見があった。

ASBJ側からは上記の懸念に加え、投資不動産のリースを債権・残存資産アプローチの範囲から除外する取扱いについて、実務的な観点から多くの問題に対処できることは理解でき、定額損益のパターンも適当と考えているが、そのような会計処理が適切となる取引は、不動産に限らず存在し得るため、リース取引の性質に応

じてどのような収益認識が適当かどうかを議論すべきであるとの意見が示された。また、貸手のこうしたアプローチと収益認識プロジェクトにおける提案との間の不整合に関する懸念も示された。

(2) 変動リース料

変動リース料に関して、IASBは、2011年4月に、借手の業績や使用量に基づく変動リース料については、実質的に固定のリース料の場合でなければ、リース資産・負債に含めないことを暫定決定している。

ASBJ側から、この暫定決定の基礎を次のいずれと考えているかの確認が行われた。

- (a) リース契約時点で変動リース料に係る債務は存在せず、認識されない（認識の問題）
- (b) リース契約締結時点で変動リース料に係る債務は存在し、認識するが、測定の不確実性（信頼性をもった見積りの困難性）から計上されない（測定の問題）

IASB側からは、(a)を支持する理事も(b)を支持する理事もいるとの説明がなされ、収益認識プロジェクトでも変動対価に関して同じ議論があり、債権や債務がないとの明示は避けることになったとの説明があった。また、この問題はリースや収益に限られた問題でなく排出権取引や料金規制活動などさまざまな分野の基準開発に影響する可能性があるため、慎重に対処しているとの意見もあった。

(3) その他の論点

• 更新オプション

リース期間の見積りに際しての更新オプションの取扱いについては、IASBは、2011年2月に、公開草案の提案を見直し、借手が更新オプションを行使する重要な経済的インセンティブがある場合に、当該オプション期間をリース期間に含めるとすることを暫定決定している。

ASBJ 側から、これについて、「重要な経済的インセンティブ」と現行の IAS 第 17 号で用いられている「合理的に確実」という概念との差異が不明確であるなどの意見を述べ、IASB 側からは、審議会の中でも見解が分かれる点であり、明確化が必要であると認識しているとの説明があった。

• 短期リース

IASB は、短期リースの定義を「リースの開始日に、あらゆる更新オプションを含め、最大の起こり得る期間が 12 か月以下となるリース」とすることで暫定決定している。

ASBJ 側から、この定義について、あらゆる更新オプションを含めることは、リース期間の定義で、重要な経済的インセンティブの考え方でオプションを考慮することと不整合であるとの見解が示され、意見交換が行われた。IASB 側からは、短期リースの規定は実務上の簡便法であり、濫用防止のために、できるだけ範囲を限定する意図でこのような定義としているとの説明があった。

(4) 借手の会計処理に関する関係者の懸念

借手の会計処理について、IASB では、関係者から寄せられた懸念に答えるべく、再審議の過程で、定額の損益認識パターンとなるリースの種類を設けることが検討されていた。2011 年 4 月には、ファイナンス・リースとファイナンス・リース以外のリースの 2 種類の区分を設け、ファイナンス・リース以外のリースは定額の損益認識パターンとすることを暫定決定していたが、具体的な会計処理に対する懸念から、5 月にその決定を取り消し、2010 年公開草案の提案どおり、単一の使用権モデルに基づくリースのみとすることが暫定決定されている。

ASBJ 側からは、IASB の 2011 年 4 月から 5 月にかけての審議と決定内容の変更への関係者

の懸念を伝えるとともに、4 月に暫定決定されたような定額の損益認識パターンに関するニーズは依然存在するとの意見を述べ、借手の会計処理に関する今後の再検討の可能性について意見交換を行った。IASB 側からは、まだ具体的な議論はしていないが、10 月の IASB と FASB との間の会議では、数名の理事から借手の会計処理の決定の見直しを求める意見があったとの説明があった。

ASBJ 側からは、このプロジェクトの主たる目的は、オペレーティング・リースのオンバランスにあったはずであり、単一モデルとすることが必ずしも目的ではなく、慎重な検討を望むとの意見が伝えられた。

8. 投資企業

IASB は、2011 年 8 月、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」（2011 年 5 月公表）の会計処理の例外的な取扱いを提案する公開草案「投資企業」を公表し、一定の要件を満たす企業を投資企業と定義し、当該投資企業の保有する投資については、その投資先を支配している場合であっても、連結することなく、公正価値で測定することを要求することが提案されている。今回の会議では、この公開草案の提案に関連した次の論点について、ASBJ 側から現時点の暫定的な見解が提示され、意見交換が行われた。

- 支配している投資を公正価値で測定すべき場合
- 投資企業の適格要件
- 投資企業でない親会社の会計処理

(1) 支配している投資を公正価値で測定すべき場合

ASBJ 側から、公開草案の提案については、支配している場合でも公正価値で測定すべき状況があり得るという点は支持するものの、提案内容はルールベースであり、どのような場合に

公正価値で測定することが連結する場合よりもより適切となるかどうかは必ずしも明確ではなく、原則的な考え方を明らかにし、それに即した要件を定める必要があるとの意見を述べ、考え方の具体的な例が提示された。

IASB 側からは、原則があればより良いとは考えているものの、今回の提案は IFRS 第 10 号の例外であり、特殊な企業を想定した提案であると考えており、原則を設けることは難しく、また、原則を設けることで、その例外の範囲が広がることも懸念しているといった意見があった。

(2) 投資企業の適格要件

IASB の公開草案では、投資企業の適格要件として、①投資活動、②事業目的、③単位所有、④資金のプール、⑤公正価値管理、⑥開示という 6 つの要件が示されている。ASBJ 側からは、これらの要件について、原則的な考え方を明らかにした上で、その要否や明確化の必要性を検討すべきと提案し、また、特に、②事業目的に含まれる投資の処分に関する「出口戦略」の存在の重要性について指摘した。

IASB 側からは、投資の処分時期に関して、どの程度が適切と考えているのかといった質問があり、ASBJ 側からは、処分の意図のみで十分であるか懸念していることなどが伝えられ議論が行われた。また、公正価値管理の水準をどの程度で考えるかなどについても重要な要素であると伝え、意見交換が行われた。

(3) 投資企業でない親会社の会計処理

IASB の公開草案では、投資企業レベルでの公正価値測定による会計処理について、濫用の可能性などへの懸念から、その投資企業の親会社（自らが投資企業でない場合）への引継ぎを認めないことを提案している。この点について、ASBJ 側から、原則的な考え方を明らかにした上で適切に定められた投資企業が有する投資の公正価値であれば、親会社の投資家にとっても有用であると考えられ、一律に、投資企業の会計処理の引継ぎを認めないことは適当でないとの見解が提示された。

IASB 側からは、親会社に引継ぎを認めた場合に、SPE を用いることなどによって取引を簡単に仕組むことが可能になるのではないかと懸念があるとの意見があった。また、これについては FASB が異なる提案をしていることも認識しているが、米国における規制環境が必ずしもグローバルに当てはまるとは限らないため、関係者からのフィードバックを十分吟味し、再審議を行っていききたいとの意見があった。

IV 次回の予定

次回の共同会議は、2012 年 4 月に東京で開催する予定である。